



1 計画策定経過

日時	内容
平成 23 年 11 月 24 日	第 1 回 つるぎ町障害者計画・障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状の交付 ・委員長の選任 ・計画策定に関する概要説明（法令等） ・アンケート調査結果の報告
平成 24 年 1 月 30 日	第 2 回 つるぎ町障害者計画・障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・つるぎ町障害者計画・障害福祉計画（素案）について
平成 24 年 2 月 20 日	第 3 回 つるぎ町障害者計画・障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・つるぎ町障害者計画・障害福祉計画（原案）について ・パブリックコメントの実施について
平成 24 年 2 月 27 日 ～3 月 7 日	パブリックコメントの実施

2 つるぎ町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画及び障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業に関する計画（以下「計画」という。）を策定するため、つるぎ町障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他計画の策定及び見直しに関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は委員12人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 福祉、医療関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

3 つるぎ町障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	団体・役職名等	
切東 數好	障害者団体	つるぎ町身体障害者連合会 会長
坂田 伊津子	障害者団体	つるぎ町手をつなぐ育成会 会長
鎮山 寛一	障害者団体	美馬地区家族会 副会長
篠原 芳江	障害者団体	特定非営利活動法人 すだち苑 所長
美原 茂昭	福祉医療関係者	つるぎ町社会福祉協議会 副会長
三村 経夫	福祉医療関係者	つるぎ町立半田病院事業管理者
盛 由香	福祉医療関係者	美馬保健所 健康増進担当 主査兼係長
沖田 美代子	学識経験者	つるぎ町民生・児童委員協議会 会長
加賀谷 健仁	学識経験者	美馬公共職業安定所 所長
西谷 一廣	行政関係者	つるぎ町議会文教厚生常任委員会 委員長
大垣 浩志	行政関係者	つるぎ町副町長
横野 健史	行政関係者	つるぎ町教育委員会教育長

(順不同、敬称略)

4 用語解説

インクルーシブ

それぞれニーズの異なる障害者の個別化されたプログラムによって教育や援助をしていくことを意味しており、実質的な統合・共生をめざすもの。「“A l l” m e a n s “A l l”（すべてというのは全部のこと）」という理念により、障害の種別の枠にとらわれず、「生活年齢に相応する普通教育の環境を保障する」ことに重点がおかれています。

インフォーマルサービス

家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な援助。

高機能自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達遅れを伴わないもの。

ジョブコーチ

障害者が一般の職場で働くことを実現するため、障害者ができることとできないことを事業所に伝達するなど、障害者と企業の双方を支援する就労支援の専門職のこと。

統合保育

子どもを取り巻くすべての環境の中で、障害幼児と通常幼児が共に生活し、時間と空間を共有し、相互に影響しながら共に歩んでいく保育のこと。

ノーマライゼーション

障害者と健常者とが、お互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、またそれに向けた運動や施策など。

レスパイトサービス

障害のある方とそのご家族が安心してゆったりとした生活が送れるよう、障害のある方を一時的にお預かりする支援サービス。

A D H D (=Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

注意欠陥・多動性障害。注意力を維持しにくい、時間感覚がずれている、様々な情報をまとめることが苦手などの症状を特徴とする発達障害の一つ。

L D (=Learning Disorders)

学習障害。文部科学省の定義では、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態」とされる。

つるぎ町障害者計画・第3期障害福祉計画

発行日／平成24年 3月

発行／つるぎ町 福祉課

〒779-4195

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3

TEL (0883) 62-3111

FAX (0883) 62-4944



平成24年 3月